

土木工事設計変更ガイドライン

平成28年4月

宇 城 市

目 次

I. 策定の背景P 1
◆ 策定の背景	
◆ 策定の目的	
II. 設計変更フローP 3
III. 設計図書の照査P 4
1. 工事請負契約書第 18 条第 1 項の照査P 5
IV. 設計変更	
1. 照査内容の確認P 6
2. 設計変更に必要な資料作成P 7
3. 設計変更が可能なケースP 7
4. 設計変更が不可能なケースP16
5. 設計図書の訂正・変更P17
6. 設計変更の責任者P19
V. 工期・請負代金額の変更P26
添付資料P27
i. 関係規定資 1
ii. 用語の定義資 12
iii. 指定・任意の正しい運用資 14

I. 策定の背景

◆策定の背景

土木工事は、

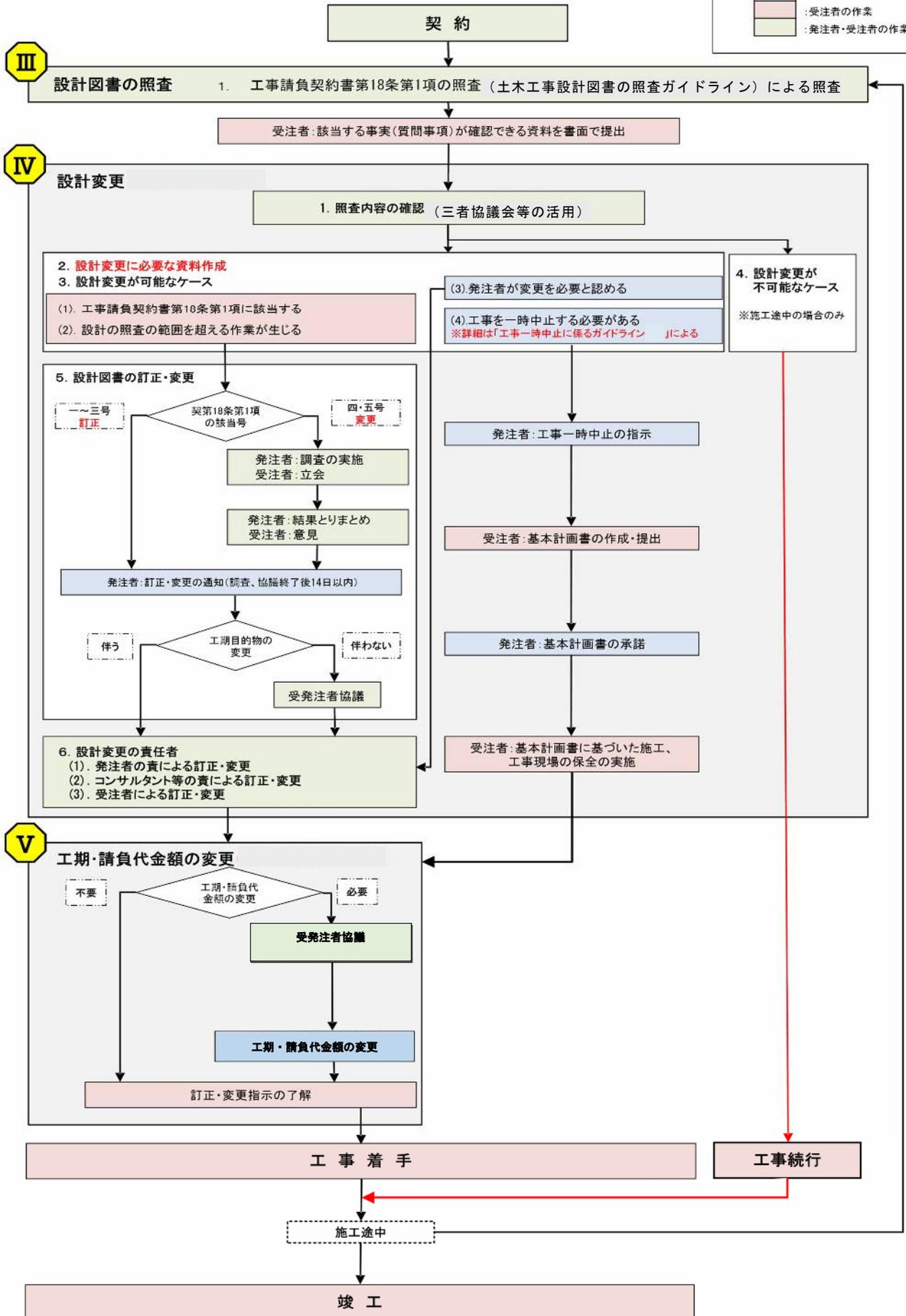
- 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤謬^{ごびゅう}、脱漏^{だつろう}、不明確な表示の場合がある。
- 改正品確法の基本理念に請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて「公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」することや「適切な設計変更」が発注者の責務と示されている。

以上のような背景があるため、設計変更の手続きを明確にし、円滑な請負契約を執行する必要がある。

◆策定の目的

- 契約関係の適正化、責任の所在の明確化
- 設計図書の変更手続きの円滑化
- 契約関係の適正化により、必要とする工事
目的物の品質の確保

II. 設計変更フロー



Ⅲ. 設計図書の照査

受注者は、

■ 『土木工事共通仕様書 1-1-3 2. 設計図書の照査』により施工前及び施工途中において、**自らの負担により設計図書の照査を行わなければならない。**

■ 設計図書の照査についての詳細は、『土木工事設計図書の照査ガイドライン』による。

■ 照査の結果『工事請負契約約款第 18 条第 1 項第一号～第五号』に該当する事実がある場合は、監督職員にその**事実が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等）**を書面により提出し、確認を求めなければならない。



これらの資料作成に必要な費用については**契約変更の対象としない。**

発注者は、

『工事請負契約約款第 19 条、第 20 条』に基づき、施工前及び施工途中に、

「発注者が変更を必要と認める」 IV-3-(3)

「工事を一時中止する必要がある」 IV-3-(4)

ときは、必要に応じて「照査内容の確認」(IV-1)を行い設計変更を行う。

1. 工事請負契約約款第 18 条第 1 項の照査

■受注者は、『土木工事共通仕様書 1-1-3 2. 設計図書の照査』に基づき施工前及び施工途中に、『工事請負契約約款第 18 条第 1 項』の第一号から第五号に係わる照査を行わなければならない。

■具体的には「土木工事設計図書の照査ガイドライン」の照査項目チェックリストについて照査を実施する。

■照査項目としては、以下のとおり。

- ①当該工事の条件明示内容の照査
- ②関連資料・貸与資料の確認
- ③現地踏査
- ④設計図
- ⑤数量計算
- ⑥設計計算書

工事請負契約約款第 18 条第 1 項

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二 設計図書に誤謬^{ごびゅう}又は脱漏^{だつろう}があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

IV. 設計変更

1. 照査内容の確認

(三者協議会対象工事の場合)

- 照査内容の確認をする手段として、工事着工前、施工途中
(必要に応じて)三者協議会を開催する。

構成員は、以下とする。

- ・発注者
- ・受注者
- ・コンサルタントの三者

(必要に応じ測量・地質調査業者も構成員とする)

(三者協議会の対象工事でない場合)

- 三者協議会を開催しない工事においては、発注者と受注者
の間で協議を行い、適切に設計内容の確認を行う。

- 三者協議会等では、

- ・設計意図の確認
- ・設計図と現場の整合性の確認
- ・照査による質問への回答を行う。

- 三者協議会等によって、設計図書の訂正・変更が生じるよ
うであれば、その内容を確定し、その**訂正・変更を行う責
任者を明確**にする。

- 三者協議会については、特記仕様書及び『土木工事におけ
る三者協議会実施要領』によるものとする。

2. 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約約款」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約約款」第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

3. 設計変更が可能なケース

■設計変更が可能な以下のケースの具体的な事例、及び設計変更フロー図を示す。

- (1). 工事請負契約書第18条第1項に該当する
- (2). 設計の照査の範囲を超える作業が生じる
- (3). 発注者が変更を必要と認める
- (4). 工事を一時中止する必要がある

◆設計変更にあたっての留意点

- ・当初設計の考え方や設計条件を再確認して協議にあたる。
- ・当該工事での設計変更の必要性を明確にする。
- ・必要な指示、協議等は書面で行う。
- ・変更指示は速やかに行う。(手戻り工事を避ける)
- ・任意仮設において、当初積算時の条件と現地条件に齟齬^{そご}がある場合は、設計図書^{そご}の訂正・変更ができる。

(1). 工事請負契約約款第 18 条第 1 項に該当する

■ 『工事請負契約約款第 18 条第 1 項第一号～第五号』 に該当する具体例を以下に示す。

具体例

- ・ 設計書と図面で材料の規格が一致しない。 (第 1 項の一)
- ・ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない。 (第 1 項の二)
- ・ 設計図書に示されている工法では明示されている土質に対応していない。 (第 1 項の二)
- ・ 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確な場合 (第 1 項の三)
- ・ 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない。 (第 1 項の三)
- ・ 設計図書に明示された土質や、地下水位が現地条件と一致しない。 (第 1 項の四)
- ・ 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。 (第 1 項の四)
- ・ 埋蔵文化財が発見され調査が必要となった。 (第 1 項の五)
- ・ 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。 (第 1 項の五)



事例 1

(2) 設計の照査の範囲を超える作業が生じる

- 「設計の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に示す。

「土木工事設計図書の照査ガイドライン」より抜粋

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
7. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
8. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
9. 舗装修繕工事の縦横断設計で当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。(設計図書で縦横断面図が示されておらず、土木工事共通仕様書「路面切削工」、「切削オーバーレイ工」、「オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)
10. 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
11. 概略発注工事における構造計算及び図面作成。
12. 要領等の変更にともなう構造計算及び図面作成。
13. 照査の結果必要となった追加調査の実施。
14. 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成。



(3). 発注者が変更を必要と認める

■ 『工事請負契約約款第 19 条』 に示されるように、発注者は工事の施工前、施工途中必要と認められるときは、変更内容を受注者に通知して設計変更を行うことができる。以下にその具体例を示す。

具体例

- ・ 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する。
- ・ 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する。
- ・ 警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- ・ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- ・ 使用材料を変更する。
- ・ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- ・ 隣接工事との調整で、交通誘導警備員の人数を変更する。

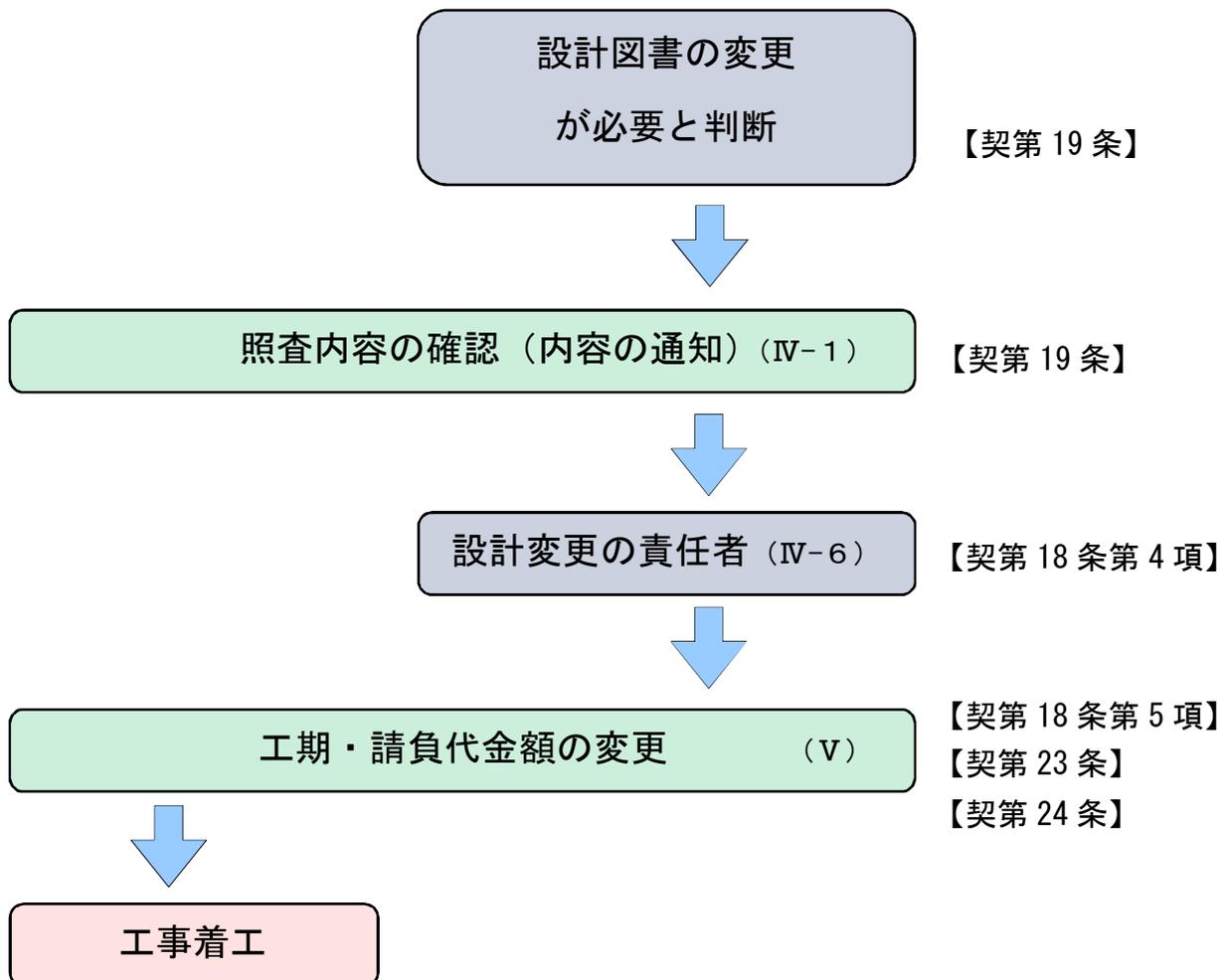


発注者が変更を必要と認める場合のフロー図

受注者

発注者

凡例



(4). 工事を一時中止する必要がある

■受注者の責に帰することができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合、『工事請負契約約款第20条』により、工事を一時中止させなければならない。

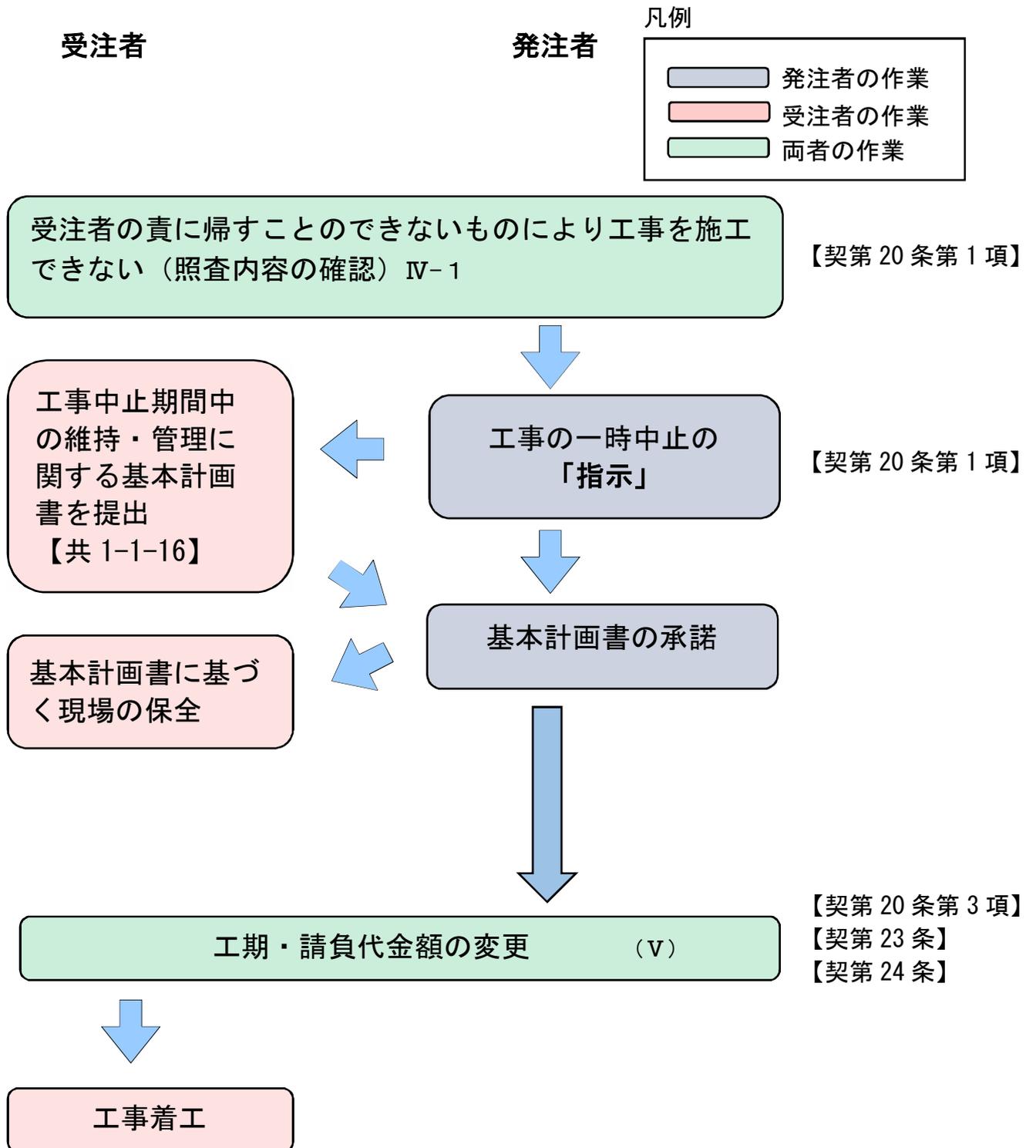
この場合において設計変更を行う。以下にその具体例を示す。

具体例

- ・ 設計図書に工事着工の時期が定められていた場合、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合。
- ・ 警察、河川、鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合。
- ・ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。
- ・ 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合。
- ・ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合。
- ・ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合。
- ・ 工事用地等の確保が行われていない。



工事を一時中止する必要がある場合のフロー図



4. 設計変更が不可能なケース

■施工途中において、下記のような場合においては、原則として設計変更ができない。

但し、契約約款第 26 条(臨機の措置)による場合は、この限りではない。

- ①. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ②. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答(指示)がない時点で施工を実施した場合。
- ③. 工事請負契約約款・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合。
『工事請負契約約款第 18 条～24 条、
共通仕様書 1-1-16～1-1-18』
- ④. 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合。
- ⑤. 「承諾」で施工した場合。
- ⑥. 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
- ⑦. 任意仮設において、施工方法の変更の場合(ただし、現地条件に齟齬^{そこ}がある場合は除く)



5. 設計図書の訂正・変更

■ 『工事請負契約約款第 18 条第 1 項に該当する』

『設計の照査の範囲を超える作業が生じる』場合は、

『契第 18 条第 4 項』に基づいて設計図書の訂正か変更かを
確定する。

■ 設計図書の変更の場合、『契第 18 条第 2 項, 第 3 項』の所定
の手続きを経て設計図書の変更を行う。

工事請負契約約款第 18 条第 4 項

一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し
設計図書を訂正する必要があるもの

発注者が行う。

二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更
する場合で工事目的物の変更を伴うもの

発注者が行う。

三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更
する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

6. 設計変更の責任者

■設計図書の訂正・変更は、『工事請負契約約款第 18 条第 4 項』のとおり、発注者が行わなければならない。

ただし、『三者協議会』を開催する場合は、以下のとおり責任者を明確にする。

- (1) . 発注者の責による訂正・変更
- (2) . コンサルタント等の責による訂正・変更
- (3) . 受注者による訂正・変更

工事請負契約約款第 18 条第 4 項

一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し
設計図書を訂正する必要があるもの

発注者が行う。

二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更
する場で工事目的物の変更を伴うもの

発注者が行う。

三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更
する場で工事目的物の変更を伴わないもの

発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

(1). 発注者の責による訂正・変更

- 設計図書の訂正・変更は、『工事請負契約約款第 18 条第 4 項』のとおり、発注者が行わなければならない。
- 発注者は、受注者から提出される確認資料の活用、コンサルタントへの発注等を行い設計図書（設計図面、数量計算書、特記仕様書）の訂正・変更行う。
- 発注者の責による変更で、以下の場合について、次項よりその変更作業内容を示す。なお、訂正については受注者から提出される確認資料をもとに発注者が訂正する。

- ①. 条件変更に伴う場合
- ②. 新たな構造計算が必要になった場合

- 確認資料とは、
 - ・現地地形図
 - ・設計図との対比図
 - ・取り合い図
 - ・施工図（協議用図面程度であり、変更設計図ではない）

①. 条件変更に伴う場合

■ 『工事請負契約約款第 18 条第 1 項（条件変更等）』に該当する変更の場合、受注者から提出される確認資料を活用して、発注者が作成することが基本である。

■ 発注者から提出される確認資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図である。

■条件変更に伴う場合

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	発注者	【施工前、施工中】 ・受注者が作成する施工図をもとに作成する。	受注者	【施工前、施工中】 ・確認資料（※1）
変更数量計算書	発注者	【施工前】 ・変更設計図面をもとに作成する 【施工中】 ・受注者が作成する出来形数量をもとに作成する	受注者	【施工中】 ・出来形数量計算書を作成
変更特記仕様書等	発注者	【施工前、施工中】 ・受注者から提出される確認資料を活用して作成	受注者	【施工前、施工中】 ・確認資料（※1）

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2. 施工図：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない

②. 新たな構造計算が必要になった場合

■新たに構造計算、線形等の設計が必要になった場合、発注者はコンサルタント等へ業務を発注する。

■簡易な設計業務は自ら若しくは発注者支援業務委託により変更図面等を作成する。

■受注者は、必要に応じて土質資料、試験結果等を提出する。

■新たな構造計算が必要になった場合（施工前・施工途中共通）

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	コンサルタント等	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント等へ業務を発注（高度な設計の場合） ・自ら若しくは発注者支援業務委託者へ設計の指示（簡易な設計の場合） 	受注者	必要に応じて土質資料、試験結果等を提出
変更数量計算書	コンサルタント等	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント等へ業務を発注（高度な設計の場合） ・自ら若しくは発注者支援業務委託者へ設計の指示（簡易な設計の場合） 	—	—
変更特記仕様書等	発注者	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者から提出される確認資料を活用して作成 	受注者	確認資料（※1）

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2. 施工図：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない

(2). コンサルタント等の責による訂正・変更

- 設計成果物に「^{かし}瑕疵」がある場合、『公共工事関係業務委託契約約款第41条（かし担保）』に示すとおり、設計・測量・調査業務受注者に対して相当の期間を定めて、その「^{かし}瑕疵」の修補を請求することができる。

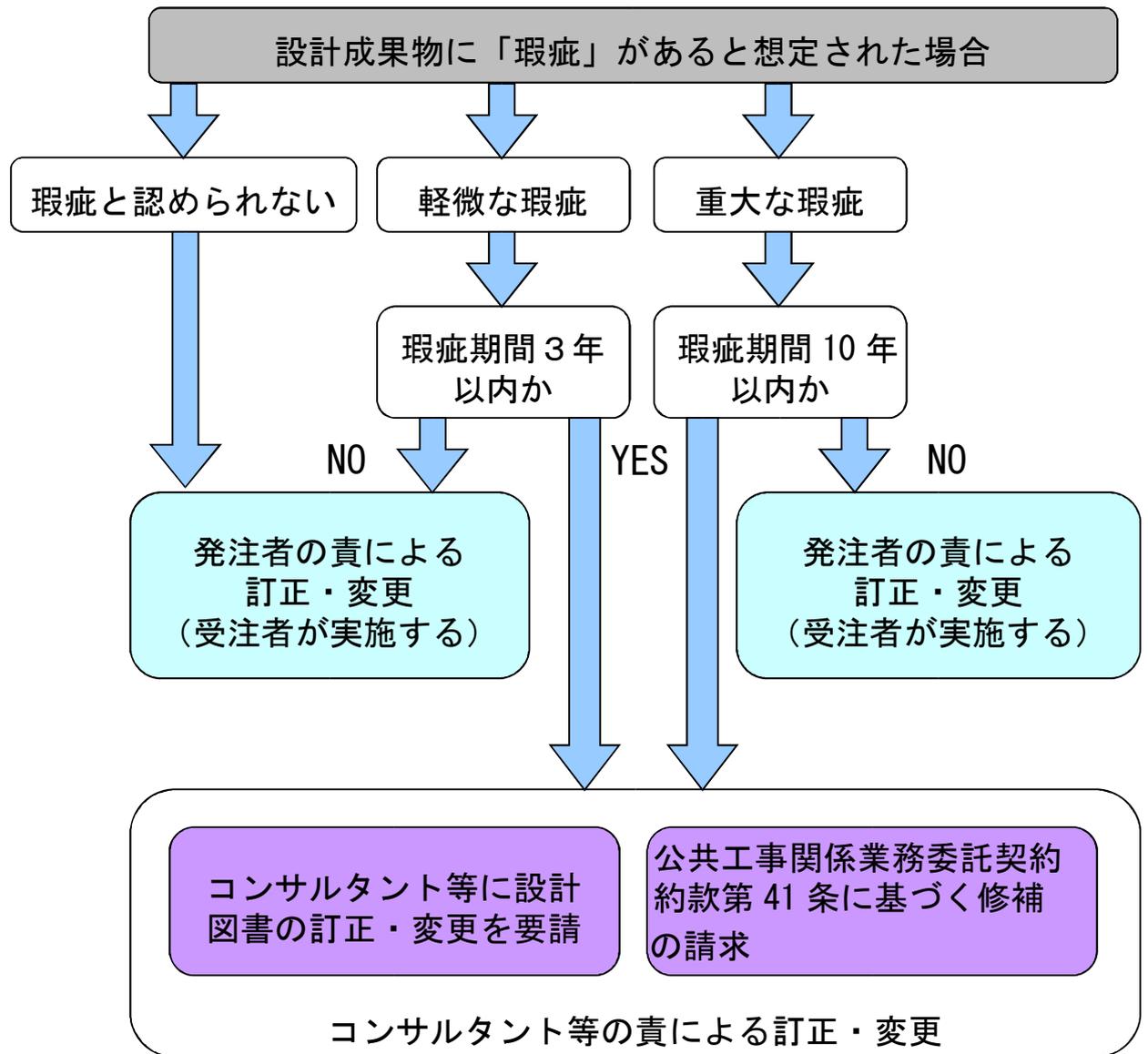
■設計に瑕疵があると判断された場合（施工前・施工途中共通）

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	コンサルタント等 (当初受託者)	・修補請求に基づき変更設計図面の作成 ・修補図面を変更図面とする。	受注者	確認資料（※1）
変更数量計算書	コンサルタント等 (当初受託者)	・修補請求に基づき変更数量計算書の作成 ・修補数量計算書を変更数量計算書とする。	—	—
変更特記仕様書等	発注者	・受注者から提出される確認資料を活用して作成	受注者	確認資料（※1）

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2. 施工図：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない

「瑕疵」が想定される場合の変更設計図書の作成責任者確定フロー図



(3). 受注者による訂正・変更

■発注者の責による場合や、コンサルタント等の責による場合でかし担保期限（軽微な瑕疵^{かし} 3年、重大な瑕疵^{かし} 10年）を過ぎているときは、発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければならない。

ただし、工事工程上やむを得ない場合は、当該工事施工業者（受注者）が訂正・変更を実施することができるものとし、この場合の費用は当該工事の設計変更に計上する。

■受注者が実施する場合（施工前・施工途中共通）

	設計図書の変更担当者		変更の為の資料	
	担当者	作業内容	作成者	作業内容
変更設計図面	受注者	・変更設計図面の作成（発注者が受注者へ指示する）	受注者	確認資料（※1）
変更数量計算書	受注者	・変更数量計算書の作成（発注者が受注者へ指示する）	—	—
変更特記仕様書等	発注者	・受注者から提出される確認資料を活用して作成	受注者	確認資料（※1）

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2. 施工図：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない

V. 工期・請負代金額の変更

設計図書の訂正または変更が行われた場合、『工事請負契約約款第 23 条、24 条』にもとづき、工期・請負代金額の変更、または損害を及ぼしたときの必要な費用の負担は、発注者と受注者とが協議して定める。

■工期変更について

工期変更の対象であると確認された場合、『土木工事共通仕様書 1-1-18』より受注者は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し、協議を行い工期の変更を定める。

■請負代金額の変更について

発注者は、請負代金額の変更に加えて必要な費用を負担しなければならない。必要な費用とは、設計図書の訂正・変更によって生じた、

- ①手戻り費用、または改造費
- ②不要となった材料の売却損、労働者の帰郷費用
- ③不要となった建設機械器具の損料及び回送費
- ④不要となった仮設物に係る損失

などの発注者の過失による損害賠償や、予期できない施工条件の変更に伴い発生する受注者の費用の^{てんぽ}填補である。

発注者が負担する費用の額は発注者と受注者とが協議して定める。

また、変更見込金額が請負代金額の 30% を超える場合においても、分離発注が著しく困難で、一体施工の必要性があるものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。

この場合において、特に、**指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の 30% を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。**

添付資料

- i. 関係規定 ……資 1
- ii. 用語の定義 ……資 12
- iii. 指定と任意の正しい運用 ……資 14

i . 関係規定

- ①発注関係事務の運用に関する指針資 2
 - ・ 工事施工段階
 - (施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)
 - (工事中の施工状況の確認等)
 - (施工現場における労働環境の改善)
 - (受注者との情報共有や協議の迅速化等)

- ②工事請負契約約款資 4
 - ・ 第 18 条 (条件変更等)
 - ・ 第 19 条 (設計図書の変更)
 - ・ 第 20 条 (工事の中止)
 - ・ 第 21 条 (請負者の請求による工期の延長)
 - ・ 第 22 条 (発注者の請求による工期の短縮等)
 - ・ 第 23 条 (工期の変更方法)
 - ・ 第 24 条 (請負代金額の変更方法等)
 - ・ 第 25 条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
 - ・ 第 30 条 (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)
 - ・ 第 40 条 (前払金等の不払に対する工事中止)

- ③土木工事共通仕様書資 9
 - 第 1 編共通編 第 1 章総則 第 1 節総則
 - ・ 1-1-3 設計図書の照査等
 - ・ 1-1-16 工事の一時中止
 - ・ 1-1-17 設計図書の変更
 - ・ 1-1-18 工期変更
 - ・ 1-1-46 臨機の措置

- ④工事関係業務委託契約約款資 11
 - ・ 第 41 条 (かし担保)

①発注関係事務の運用に関する指針

<工事施工段階>

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更(いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項)について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

(工事中の施工状況の確認等)

建設業法違反(一括下請負の禁止、技術者の専任義務違反、施工体制台帳の未整備等)と疑うに足る事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知する。当該通知の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し、必要に応じて公表するとともに、策定した要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。

工事期間中においては、その品質が確保されるよう、監督を適切に実施する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備する等の対策を実施する。

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目(不可視となる工事の埋戻しの前など)において、必要な技術的な検査(以下「技術検査」という。)を適切に実施する。技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

この技術検査の結果は工事の施工状況の評価(以下「工事成績評定」という。)に反映させる。

(施工現場における労働環境の改善)

労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携する。こうした観点から、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図る。

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者(設計担当及び工事担当)が一堂に会する会議(専門工事業者、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条に規定する工事監理者も適宜参画)を、施工者が設計図書を照査等した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

また、各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。

変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

②工事請負契約約款

(条件変更等)

- 第18条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、請負者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と請負者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(請負者の請求による工期の延長)

第 21 条 請負者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、請負者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、次の方法により算出するものとする。

ただし、特別な事情がある場合は、発注者と請負者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

$$\text{請負代金額} = \text{変更設計工事費} \times \text{原請負代金額} / \text{原設計工事費}$$

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と請負者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から、14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各号の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前5項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 40 条 請負者は、発注者が第 34 条、第 37 条又は第 38 条において準用される第 32 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により請負者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

③土木工事共通仕様書

第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-16 工事の一時中止

1. 発注者は、契約約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については1-1-47 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-17 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-18 工期変更

1. 契約約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、契約約款第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は契約約款第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、契約約款第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、契約約款第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

1-1-46 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。
2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

④工事関係業務委託契約約款

(かし担保)

第 41 条 委託者は、成果物にかしがあるときは、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 32 条第 3 項又は第 4 項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年とする。
- 3 委託者は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第 1 項の規定は、成果物のかし designs 設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

ii. 用語の定義

		出典
・ 設計図書の変更	……入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	共 1-1-17
・ 契約図書	……契約書及び設計図書をいう。	共 1-1-2
・ 設計図書	……仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。	共 1-1-2
・ 仕様書	……各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。	共 1-1-2
・ 共通仕様書	……各建設作業の順序、使用材料の品質、数量仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。	共 1-1-2
・ 特記仕様書	……共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。	共 1-1-2
・ 現場説明書	……工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。	共 1-1-2
・ 質問回答書	……質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。	共 1-1-2
・ 指示	……契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	共 1-1-2
・ 承諾	……契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。	共 1-1-2
・ 協議	……書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	共 1-1-2

・ 提出	・・・監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	共 1-1-2
・ 通知	・・・発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	共 1-1-2
・ 書面	・・・手書き、印刷物等による施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。	共 1-1-2
・ 確認	・・・契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	共 1-1-2
・ 監督職員	・・・工事請負契約約款第9条に規定する監督員を指し、主任監督員及び総括監督員を総称していう。	共 1-1-2
・ 施工図	・・・協議用図面程度であり変更設計図面ではないもの	
・ 三者協議会	・・・工事着工前、施工途中において、発注者・受注者・コンサルタント（必要に応じ測量・地質調査業者）の三者で、設計意図の確認、照査による質問への回答、設計図と現場の整合性の確認を行う協議のこと。	
・ 瑕疵（かし）	・・・取引の通念からみて契約の目的物に何らかの欠陥があること。（トレースミスによる設計図面の誤謬、構造基準の誤った適用による過大設計、数量の計算ミスによる工事費の過小積算、構造計算ミスによる強度不足等）	
・ 契	・・・工事請負契約約款	
・ 共	・・・土木工事共通仕様書	

iii. 指定任意の正しい運用

■指定・任意については、契約約款第 1 条第 3 項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

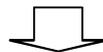
【基本事項】

- ①任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ②任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③但し、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

上記を踏まえ、下記事項に留意することが必要。

【留意事項】

- ①発注においては、仮設、施工方法の指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ②発注者は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をすることが必要。
 - ※任意における次のような対応は不適切
 - ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
 - ・標準歩掛りではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
 - ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。



但し、任意であっても設計図書に示された施工条件と現場条件が一致しない場合は、設計変更が可能。

■入札・契約時における疑義の解決

契約図書等についての疑義については、下記により入札前の段階で解決しておくことがスムーズな設計変更につながることになる。

入札参加者は、仕様書、図面、契約書の案、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合、仕様書、図面、契約書の案等について疑義があるときは、関係職員へ説明を求めることができるので、事前に確認しておくことが大切である。（宇城市競争入札契約心得第5条参照）

■参考図書

設計変更の具体事例については、下記の図書を業務の参考としてください。

「よくわかる公共土木工事の設計変更—基礎と事例」

国土交通省大臣官房技術調査課（監修）、建設物価調査会（発行）